

長岡市介護保険施設等整備事業者公募実施要領

(目的)

第1条 長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「高齢計画」という。）に基づき介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス及び同条第25項に規定する介護保険施設並びに法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス及び同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス（以下「介護保険施設等」という。）の整備を推進するに当たり、優良な事業者を適正に選定するための公募について必要な事項を定める。

(公募対象)

第2条 公募は、高齢計画のうち介護サービス基盤の整備計画（以下「基盤整備計画」という。）に登載される介護保険施設等の創設又は利用定員若しくは入所定員の増加（以下「創設等」という。）を行う事業者（以下「整備事業者」という。）の選定において実施する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる介護サービスに係る利用定員の増加、第4号の介護サービスから第5号の介護サービスへの転換若しくは通所介護から第6号の介護サービスへの転換又は共生型サービスへの移行を伴う第6号の介護サービスの創設（以下「定員増等」という。）については、公募の対象としない。この場合において、これらの定員増等に係る整備事業者については、当該定員増等を行おうとする事業者と協議の上、決定するものとする。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 夜間対応型訪問介護
- (3) (介護予防) 認知症対応型通所介護
- (4) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- (5) 看護小規模多機能型居宅介護
- (6) 地域密着型通所介護

(公募実施年度)

第3条 介護保険施設等の公募は、基盤整備計画により当該介護保険施設等の創設等が計画されている年度（以下「整備年度」という。）の前年度に実施する。ただし、整備年度が高齢計画の計画期間の初年度である場合にあっては、当該年度の早期に実施する。

2 公募の結果、第5条第1項に規定する応募事業者がない場合又は評価基準を満たす応募がなく選定に至らない場合は、再度公募を実施する。ただし、当該施設等の整備年度が高齢計画の計画期間の最終年度であるときは、この限りでない。

(公募実施の周知)

第4条 公募の実施に当たっては、受付期間を十分に確保し、市ホームページ等により広く公募の周知を行う。

(応募)

第5条 公募に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、関係法令に規定される介護保

険施設等の設置に係る資格要件その他別に定める公募要項に掲げる資格要件を満たしていなければならない。

2 応募事業者は、公募要項で定める資料を期限までに提出しなければならない。

(評価及び選定)

第6条 応募事業者の評価は、公募要項で定める評価項目について、長岡市介護保険施設等事業者選定委員会が行う。

2 整備事業者の選定は、前項の評価の結果に基づき、市が行う。

(選定結果の通知及び公表)

第7条 整備事業者の選定結果は、応募事業者に対し、速やかに文書により通知するとともに、市ホームページにて公表する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。